

4月1日から

# 市役所の組織・機構が変わりました

問 行政経営課(☎826-1111 内線2384)

	平成27年4月1日	▶	平成28年4月1日
総務部	<ul style="list-style-type: none"> <li>総務課</li> <li>人事課</li> <li>財務課</li> <li>新庁舎整備課</li> <li>課税課</li> <li>納税課</li> </ul>	▶	<ul style="list-style-type: none"> <li>総務課</li> <li>人事課</li> <li>財務課</li> <li>課税課</li> <li>納税課</li> </ul>
保健福祉部	<ul style="list-style-type: none"> <li>高齢福祉課</li> <li>高齢福祉係</li> <li>高齢相談係</li> <li>介護管理係</li> </ul>	▶	<ul style="list-style-type: none"> <li>高齢福祉課</li> <li>地域支援係</li> <li>高齢相談係</li> <li>介護管理係</li> </ul>
教育委員会	<ul style="list-style-type: none"> <li>スポーツ振興課</li> <li>スポーツ振興係</li> <li>川口運動公園管理事務所</li> </ul>	▶	<ul style="list-style-type: none"> <li>スポーツ振興課</li> <li>スポーツ振興係</li> <li>国体準備室</li> <li>川口運動公園管理事務所</li> </ul>
消防本部	<ul style="list-style-type: none"> <li>総務課</li> <li>総務係</li> <li>財務係</li> <li>新消防庁舎建設準備室</li> <li>通信指令課</li> <li>通信指令係</li> </ul>	▶	<ul style="list-style-type: none"> <li>総務課</li> <li>総務係</li> <li>財務係</li> <li>廃止 (119番通報はいばらき消防指令センターで受け付け)</li> </ul>

## 学生の方で国民年金保険料の納付が困難な場合には 学生納付特例制度をご利用ください

問 国保年金課国民年金係(☎826-1111 内線2440)  
土浦年金事務所(☎825-1170)

学生納付特例制度とは、在学期間中に保険料の納付が困難なときに、保険料を社会人になってから納めることのできる制度です。

### 対象となる学生

大学、短大、高等学校、高等専門学校、専修学校および各種学校(修業年限が1年以上で都道府県知事の認可を受けている学校)などに在学する20歳以上の学生で、本人の前年所得が118万円以下の方。

### 申請窓口

- 市国保年金課国民年金係(本庁舎1階)
- 土浦年金事務所(下高津二丁目)

### 手続きに必要なもの

- ①年金手帳
- ②平成28年度有効の学生証または在学証明書(コピー可)
- ③はんこ
- ④会社などを退職して学生になった方は、雇用保険被保険者離職票など(コピー可)

### 承認期間

承認期間は、4月または20歳誕生月(1日生まれは前月)から3月(年度末)までのため、申請手続きは毎年度必要になります。また過去2年1か月前までさかのぼっての申請も可能です。さかのぼって申請する際は、当該年度在学が確認できる学生証または在学証明書(コピー可)が必要です。

※承認期間は老齢基礎年金、障害基礎年金、遺族基礎年金を受給するために必要な受給資格期間に算入されます。

※学生納付特例の承認を受けた期間で10年以内の期間は、さかのぼって保険料を納めること(追納)ができます。ただし、申請した翌年度から数えて3年度目以降に追納するときは、当時の保険料に加算金がつきます。

※学生納付特例の承認を受けた期間について、追納をしなかった期間があるときは、老齢基礎年金受給額がその期間分減額されます。